

県営土地改良事業大力谷地区(区画整理事業)における 事業費の負担区分の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

(1) 県営事業費 964,950 千円(令和5年度単価・ただし物価変動により将来変動することがある。)

※地方事務費 45,950 千円を除く

(2) 負担区分の予定(単位：%)

工事の区分	国庫負担	県負担	市負担
区画整理	62.5	32.5	5

※国庫負担には、機構集積推進事業費として地元負担相当7.5%を含む

2 土地改良法第91条の規定による市負担金等の納入方法

本事業の施行に係る地域の三次市は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第6項の規定により、広島県建設事業負担金条例(昭和36年条例第12号)に従い負担金を負担する。

3 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき、法87条の3第7項において準用する法87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による工事の完了の公告の日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号の対応するいずれかに掲げる行為に該当したときは、その者から、県営土地改良事業分担金等徴収条例(昭和45年広島県条例第19号)第6条に規定する特別徴収金を徴収することがある。